

令和8年度 第1回 富士見市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所		令和8年7月7日（火）14時00分～15時50分 市長公室
出席者	委 員	委員長 吉田 智也 （中央大学 商学部 教授） 委 員 加藤 順一 （尚美学園大学 総合政策学部 教授） 委 員 栗山 美香 （あおい 総合法律事務所 弁護士）
	事務局等職員	事務局 総務部長：古屋 勝敏 総務課長：中島 雄一、副課長：川村 達也、主任：下山 寛之、主事：小林 一起 担当課 下水道課主任技師：青山 拓未、技師：中島 聡志 新庁舎整備室主任：岩田 勇人 営繕課主任技師：川原井 雄太 教育政策課主査：梅澤 卓生 水道課主任技師：長友 真一 まちづくり推進課主任技師：内室 伸之 鶴瀬駅周辺地区整備事務所副所長：中野 顕彦、主任：室本 翔平
会議次第		1 開 会 2 委員長挨拶 3 議 事 （1）報告事項 ① 令和7年度下半期建設工事等に関する入札及び契約状況について ② 入札参加停止情報について （2）案件の審議 ① 審議案件の抽出理由説明 ② 各案件の説明、質疑 ・ 建設工事案件に係る審議（一般競争入札） 3件 ・ 建設関連業務案件に係る審議（一般競争入札） 1件 ・ 建設関連業務案件に係る審議（指名競争入札） 1件 ・ 建設工事案件に係る審議（随意契約） 1件 ③ 審議結果講評 （3）その他 4 閉 会

議事の経過

主な意見・質問等	内容・説明等
(1) 報告事項 ① 令和7年度下半期建設工事等に関する入札及び契約状況について ② 入札参加停止情報について (2) 審議の案件 ① 審議案件の抽出理由説明 案件抽出委員：工事区分、落札率、設計額、予定価格、契約金額のバランスを見て抽出を行った。また、令和7年度より指名競争入札から一般競争入札に移行した土木施設維持管理業務を抽出した。 ② 各案件の説明、質疑 ・建設工事案件に係る審議（一般競争入札） 3件 01_水路移設工事 委員：移設に伴い、元の水路は埋め戻すことになるのか。 委員：本案件の入札参加資格を審査した入札適正推進委員会には、外部委員もいるのか。 委員：今回の抽出案件について、入札適正推進委員会で審査をしているものとしていないものがあるが、どのような場合に審査を行うのか。 委員：この案件の入札参加資格をもつ業者は何者か。 委員：契約期間が令和8年3月18日から令和9年10月15日までの長期間となっているが、必要な期間なのか。 02_市立水谷中学校長寿命化建築工事（第3期工事）（ゼロ債務）	事務局：事務局による説明 事務局：事務局による説明 担当課：担当課による説明（新庁舎整備について） 事務局：事務局による説明 担当課：元の水路は、移設先を掘削した際の土砂を使用して埋め戻しを行う。新たな水路は、地中に埋設する箱型の鉄筋コンクリート構造物であるボックスカルバートを使用した暗渠となる。 事務局：入札適正推進委員会については、副市長を委員長とする内部の委員会である。 事務局：工種ごとに定めた一定の設計額以上のものについて、入札適正推進委員会で地域要件等を諮ることとしている。 事務局：市内本店8者である。 担当課：設計段階で本契約期間が算定されており、本工事を実施するうえで妥当な期間である。 事務局：事務局による説明

委員：3 者入札で 2 者が最低制限価格と同額でくじが実施されている。2 者ともに落札率が 92.0%となっている理由は何か。 委員：最低制限価格と同額でくじとなることは、建築工事で高額になった場合に生じやすいのか。 委員：本案件の入札参加資格をもつ業者は何者か。 委員：入札参加資格をもつ市内本店業者 10 者中、入札数が 3 者となったことは想定より少なかったのか。 委員：本案件の工事内容で最も高額なものは何か。 委員：長寿命化建築工事を行うことでどのくらい校舎の寿命が延びるのか。 委員：本案件は第 3 期工事である。第 1 期、第 2 期工事の際、学校運営に影響が出ないよう工事が行われていると思われるが、長期休業日に実施しているのか。 委員：石綿除去工事が含まれるがいつ実施しているのか。 委員：校舎の規模は当初竣工時から変わっていないのか。	事務局：当市の最低制限価格については、上限額を 92.0%として公表している。大規模な建築工事では算出結果が 92%を超えることが多いため、最低制限価格と同額になったと考えられる。 事務局：そのとおりである。 事務局：市内本店 10 者である。 事務局：想定よりやや少ない。技術者不足の影響があるのではないかと考えている。 担当課：外壁改修工事である。 担当課：元々の耐用年数である 60 年を 20 年延ばし、80 年とする工事である。現在 40 年使用しているため、あと 40 年使用できる状態にするものである。 担当課：夏季休業日を中心に実施している。夏季休業日だけでは終わらない場合には、学校運営に影響のないよう配慮しながら工事を進めている。 担当課：夏季休業日に実施している。 担当課：変わっていない。
03_舗装本復旧（R27 外）工事 委員：入札者 4 者中、落札者を除く 3 者が最低制限価格未満での入札で失格となっている理由は何か。	事務局：事務局による説明 事務局：一般の舗装工事の場合、施工面積によるシンプルな積算であるため高い精度で積算を行うことができることから、最低制限価格と同額の入札であることが多い。本工事は埋設管理設箇所の舗装の厚さが一般の舗装工事と異なる点があるため、一般の舗装工事と比べ積算が複雑であることから、今回の結果に至ったものと思われる。一般の舗装工事と比べ、このような舗装工事の発注数が少ないことも要因の一つと考えるが、詳細は不明である。また、公共歩掛を用いた積算であり、担当課にて設

委員：この4者は、水道課と下水道課が発注する舗装工事に係る入札に参加した実績はあるのか。 委員：本案件の入札参加資格について、前2件と異なり、入札適正推進委員会にて諮られていない理由は何か。 委員：最低制限価格未満の額で入札をした業者に対し、失格となったことは伝わるのか。 委員：積算方法について、入札に参加した業者は経験値として積み上げ、次回の参考とするのか。 ・建設関連業務案件に係る審議（一般競争入札） 1件 04_公園等樹木維持管理業務委託（その6） 委員：9者入札は、本案件の業務内容と金額から想定範囲内か。 委員：指名競争入札から一般競争入札に移行したことで、入札者数は増えたということか。 委員：指名競争入札から一般競争入札に移行した理由は何か。 委員：入札9者中、7者が最低制限価格と同額でくじが実施されたようだが、理由があるのか。	計積算に誤りがないことは改めて確認している。 事務局：4者とも過去に入札歴がある。 事務局：毎年、入札適正推進委員会において、工事区分や設計金額区分ごとに前2件のような一定金額以上の工事を除き、あらかじめ入札参加資格を定めている。本工事は既定の金額の範囲内であるため、設定区分に則り、入札参加資格を決定している。 事務局：開札後の公表時に伝わる。 事務局：そのとおりである。 また、別途、金入り設計書の情報提供を申し出て、市の積算方法を確認し、積算に活かしている。 事務局：事務局による説明 事務局：そのとおりである。土木施設維持管理業務については、令和7年度以降、指名競争入札から一般競争入札に移行した。指名競争入札時に苑地の維持管理業務で指名していた業者のほぼ全てが入札した状況である。 事務局：そのとおりである。 事務局：地方自治法に定める地方自治体の契約方法の原則は一般競争入札であり、指名競争入札は例外である。県内の半数以上の自治体が土木施設維持管理業務を一般競争入札で行っている背景もあり、令和7年度から、同業務を一般競争入札に切り替えたところである。 事務局：金入り設計書の情報提供を利用し、積算方法を研究している業者が多いこと、また樹木の太さ等をもとに比較的シンプルに積算できることが考えられる。
---	--

・建設関連業務案件に係る審議（指名競争入札） 1 件 05_換地処分等業務委託（西7）（ゼロ債務） 委員：指名業者のなかで、参考見積を徴取した業者は何者あるのか。 委員：参考見積を求める業者はどのように選んでいるのか。 委員：参考見積に協力した業者以外の指名業者選定はどのようにしているのか。	事務局：事務局による説明 事務局：6 者のうち 3 者から参考見積を徴取した。 担当課：過去の同種・同様の案件における受注者や入札者、参考見積徴取に協力していただいた業者を選んでいる。 事務局：本市、近隣自治体または埼玉県内で同種業務の受注実績がある業者を選定している。
・建設工事案件に係る審議（随意契約） 1 件 06_水谷東ポンプ場更新工事（土木・機械設備工事） 委員：随意契約のきっかけとなっている入札不調の状況は。 委員：入札参加受付業者が辞退した理由は何か。 委員：ポンプ関連工事は、本案件と同様に不調となるケースがあるのか。 委員：本案件のようなポンプ場更新工事について、一般競争入札が成立せず、随意契約となる傾向があるのであれば、入札適正推進委員会で地域要件を拡げるなど対策を検討した方がよい。	担当課：担当課による説明 事務局：1 回目入札及び地域要件を拡げて行った 2 回目入札ともに、入札者がいないため入札を取止めたものである。 担当課：金額が高いため、監理技術者が必要であるところ、対応できる技術者がいないため辞退したと聞いている。 事務局：ポンプ場更新工事については、入札者数が少ない傾向にある。また、これまでポンプ場の更新工事で機械器具設置工事業と電気工事業の複合工事はあったが、機械器具設置工事業と土木工事業の複合工事がなく、複雑な工事であったことも影響したと思われる。 事務局：ご意見としていただき、対策を検討していく。
③ 審議結果講評 委員長 審議案件については、適正であったということで審議を終了することとする。 （意見具申については、委員会意見の項目に記載） 委員各位：承認	

(3) その他	
---------	--

委員会意見	新庁舎整備事業に関係する案件については、継続して確認をしていきたい。 土木施設維持管理業務を一般競争入札化するなど、適正に入札が執行されている。 競争の活性化を図るためにも、随意契約は極力減らしたい。一方で、災害等の緊急時の随意契約や不落随意契約など、状況によっては必要となる場合がある。随意契約の適正性について、本委員会でも確認、協議する必要がある。 案件 06 のように入札に付した案件について、随意契約になっているものがあるため、入札の可能性を広げる検討が必要である。 不落随意契約になることが多い案件に関しては、入札中止又は不調になる理由を分析し、なるべく入札が成立するような手立てを検討すべきである。 入札に参加可能な業者数など、毎回質問される事項については、あらかじめ資料に表記しておいてほしい。
-------	--